⑸　リスク・アセット

「リスク・アセットの額の合計額」とは、自己資本比率告示第十九条各号の算式の分母の額をいう。

⑹　調整項目に係る参考事項

ａ　「少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。

ｂ　「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものの額のうち普通出資等Tier１資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

ｃ　「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）の額のうち普通出資等Tier１資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

ｄ　「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額のうち普通出資等Tier１資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

⑺　Tier２資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項

ａ　「一般貸倒引当金に係るTier２資本算入上限額」とは、信用リスク・アセットの額の合計額（信用金庫連合会が内部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示第百五十条第二号ロに掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額をいう。

ｂ　「適格引当金に係るTier２資本算入上限額」とは、信用金庫連合会が内部格付手法を採用した場合において、自己資本比率告示第百五十条第二号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額をいう。

⑻　資本調達手段に係る経過措置に関する事項

ａ　「適格旧Tier１資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）をいう。以下同じ。）附則第三条第九項の規定に従い、同項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier１資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

ｂ　「適格旧Tier２資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第十項の規定に従い、同条第九項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier２資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

（別紙様式第一号）

項目	
コア資本に係る基礎項目　⑴	
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	
うち、出資金及び資本剰余金の額	
うち、利益剰余金の額	
うち、外部流出予定額（△）	
うち、上記以外に該当するものの額	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	
うち、適格引当金コア資本算入額	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	
コア資本に係る基礎項目の額　(イ)	
コア資本に係る調整項目　⑵	
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	
うち、のれんに係るものの額	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	
適格引当金不足額	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	
前払年金費用の額	
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	